

第31回 大阪市路上喫煙対策委員会 会議要旨

- 1 日 時 令和元年7月4日(木) 午前10時30分から午後0時19分
- 2 場 所 環境局 第1・2会議室
- 3 出席者
(委員)
山西委員長、太田委員、黒坂委員、清水委員、平井委員、藤田委員
(大阪市)
青野環境局長、深津事業部長、西尾事業管理課長、中野事業管理課長代理(司会)
林健康局受動喫煙防止対策担当課長、消防局、危機管理室
高村北区役所政策推進課長、佐藤天王寺区役所企画総務課長
松下阿倍野区役所市民協働課長
- 4 議 題
 - (1) 委員紹介
 - (2) 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について
 - (3) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 局長あいさつ
 - (2) 委員紹介
 - (3) 事務局より、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定(北区 JR 大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域)について、説明を行った。
<主な意見・質問等>
 - ・ 加熱式たばこは条例の対象外とし、喫煙所を多く設置してほしい。
 - ・ 喫煙所の設置について、必要性及び今後の方向性を示してほしい。
 - ・ 喫煙所については、喫煙のための場所を確保し路上喫煙の禁止を効率よく行うため、また禁止地区であるという PR 効果を持つ存在としても重要であるというこれまでの委員会での意見を踏まえ、さらなる禁煙に対する意識が高くなっていることから、今後も引き続き議論していきたい。
 - ・ 「市民の声」の内容について委員会に参考資料として示してほしい。
 - ・ どのような喫煙所を設置するのか委員会に示し、受動喫煙に配慮したものとしてほしい。
 - ・ 路上喫煙禁止地区の標示物について、視覚的にわかりやすくかつ正確な説明を行い、また過料徴収についても明示されたものにするなど、全体的にデザインを工夫していただきたい。

- (4) 事務局より、路上喫煙に関する条例（加熱式たばこの取扱い）にかかる他都市状況について、説明を行った。
- (5) 事務局より、大阪府受動喫煙防止条例の概要について説明を行った。